

○旭川市子ども・子育て審議会条例

平成21年 3 月26日 条例第 7 号

旭川市子ども・子育て審議会条例

(設置)

第 1 条 子ども及び子育てに係る施策に関する事項を調査審議させるため、旭川市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 8 条第 1 項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関の権限に属させられた事項その他次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 子どもの育成に関する事項
- (2) 子育て支援に関する事項
- (3) 母子保健に関する事項
- (4) 青少年に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 児童の福祉その他子どもに関係する事業に従事する者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって、市長が行う公募に応じたもの

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(部会)

第7条 審議会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年5月10日から施行する。
- (旭川市社会福祉審議会条例の一部改正)
- 2 旭川市社会福祉審議会条例（平成12年旭川市条例第30号）の一部を次のように改正する。
- 第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条第1項中「45人」を「35人」に改める。

(旭川市児童館条例の一部改正)

- 3 旭川市児童館条例（昭和38年旭川市条例第43号）の一部を次のように改正する。
- 第3条を次のように改める。

第3条 削除

(旭川市青少年問題協議会条例の廃止)

- 4 旭川市青少年問題協議会条例（昭和31年旭川市条例第30号）は、廃止する。
- (経過措置)
- 5 この条例の施行の日の前日において任命されている旭川市青少年問題協議会の委員の任期は、

この条例による廃止前の旭川市青少年問題協議会条例第 2 条第 2 項の規定にかかわらず，その日に満了する。